



「池田市エンゼル祝品支給制度」の対象者を拡大します

～出生児にエンゼル祝品「お祝い付きの積立定期預金通帳」を贈呈～

池田市と池田泉州銀行は、「エンゼル祝品支給制度」について、平成26年度から対象者を拡大します。

本制度は、池田市民の出産を祝福するとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い創設されたもので、出生児に「エンゼル祝品（お祝い付きの積立定期預金通帳）」を贈呈するものです。平成19年度より第2子を対象にスタート、平成24年度には“地域振興連携協力に関する協定”の締結を機に、第3子以降についても対象を拡大しました。

本年4月からは、さらに対象を拡大し、第1子を含む全ての出生児お1人につき「エンゼル祝品（1万円の積立定期預金通帳）」を贈呈するものです。

拡大後の制度内容等

「エンゼルつみたて定期預金」

- ・ 全ての出生児お一人につき一律1万円の積立定期預金通帳を贈呈
- ・ 額面1万円（池田市・池田泉州銀行 各5千円負担）

※現行制度（平成24・25年度）

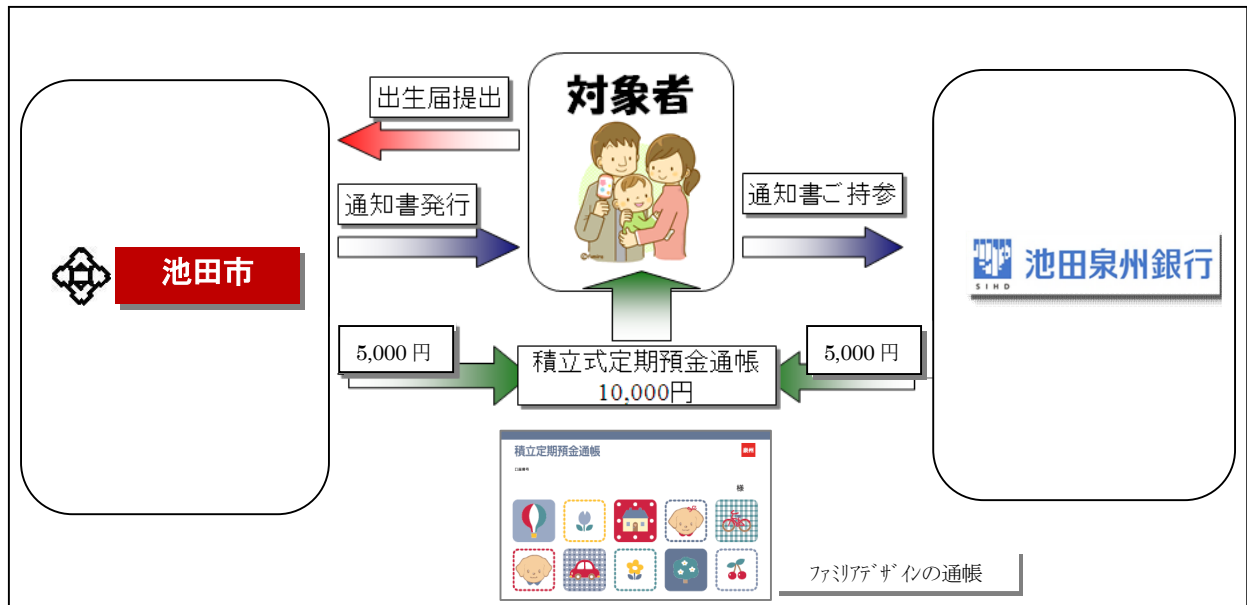
第2子	額面1万円（池田市 5千円・池田泉州銀行5千円 負担）
第3子	額面2万円（池田市1万5千円・池田泉州銀行5千円 負担）
第4子以降	額面5万円（池田市4万5千円・池田泉州銀行5千円 負担）

対象者・申請方法

- ・ 対象は、平成26年4月1日以降に出産され、出産時点で池田市に引き続き1年以上居住し、市税を完納している方。
- ・ 申請は、出産した日から3か月以内。出生届出の際に申請を受付。
- ・ 夜間や休日、また他の都道府県での出生届出の場合は、後日に申請。



「エンゼルつみたて定期預金」の仕組み



「エンゼルつみたて定期預金」のおもな商品内容

対象者	「池田市エンゼル祝品制度」の要件※を満たし、 池田市から発行される通知書をご持参の方 ※池田市に引き続き1年以上居住し、市税を完納している方の出生児 (預金名義は出生児のお名前となります。)
当初預入額	10,000円 (池田市5,000円、池田泉州銀行5,000円負担)
期間	あらかじめ満期日を定めない「一般型」となります。 原則として1年間は解約ができません。
積立方法	普通預金等からの自動振替による預入が可能です。 自動振替による預入は5,000円以上1,000円単位となります。
適用金利	預入日における店頭表示の期日指定定期預金利率を適用します。
取扱店舗	池田泉州銀行の池田市内店舗限定での取扱いとなります。 対象店舗：下記5ヶ店 (1出張所を含みます) 池田営業部、石橋支店、石橋駅前出張所、池田駅前支店、池田東支店
その他	本商品はファミリアデザインの池田泉州銀行オリジナル通帳でお渡しします。

以上